別紙2

「決算関係書類等」の表示に関するチェック・リスト(共済事業実施組合以外)

「次昇民宗旨規守」の衣小に関するフェック・ラスト(六月事業天旭和日	1-2/11/	- L 100
	関連	チェック欄
チェック項目		確認済み「〇」
	法令	該当なし「一」
1 601-7		
I 総括		
1 (金額単位)		
(1) 決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く)及びその附属明細書に係る事項の金額	規則67	
は、一円単位又は千円単位で表示されているか。(資産総額が五百億円以上の組合について		
は、百万円単位をもって表示することも可能)。		
(2) 剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示されているか。	規則67 II	
	AT HUUU II	
(3) 金額の表示単位について記載しているか。		
貸借対照表	. <u></u>	
1 (貸借対照表の区分)	規則801	
貸借対照表は、資産・負債・純資産に区分して表示しているか。		
2 (資産の部の区分)	規則81	a desirable en a de l'annière à le destruite de l'annière de l'annière en en
資産の部は、流動資産・固定資産・繰延資産の各部に区分しているか。	7227(70)	
	規則81	
3 (固定資産の部の区分)	AT RIOI II	
固定資産の部は、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産の各部に区分しているか。		
4 (流動資産の区分表示)	規則81川①	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して流動資産に含めているか。		
① 現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除く)		
② 受取手形 (通常の取引に基づいて発生した手形債権)		
③ 事業未収金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金)		
		e formade a referención a descripción de comencia de comencia de comencia de comencia de comencia de comencia d
④ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券		
⑤ 商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品その他のたな卸資産(供給の目的をもつて所有		
する土地、建物その他の不動産を含む)		
⑥ 前払費用であって、一年内に費用となるべきもの		-
⑦ 未収収益		
8次に掲げる繰延税金資産		
a) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると		
認められるもの		annaya ya ya ayayan ya ya anayanyan ya ya a ayan a ya ya ya ya ya aya a
⑨ その他の資産であって、一年内に現金化することできると認められるもの		
5 (破産債権等)		
破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権)で一年内に弁済	規則81川①ロ, ハ	
を受けることができないことが明らかなものは流動資産の各項目から除き、その他固定資産に		
含めいているか。	#日日101 111 (20)	
6 有形固定資産の区分表示	規則81川②	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して有形固定資産に含めているか。ただし、①~⑦		
までの資産については、事業の用に供するものに限る。		
① 建物		
② 構築物		
③機械及び装置		
④ 車両運搬具		
事 単 単 単 単 源 共⑤ 器 具 及 び 備 品		**************************************
受益表及び帰印		
⑥ 土地		,
⑦ リース資産(当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資		
│ 産であって、当該リース物件が①~⑥まで及び⑨に掲げるものである場合に限る)		
⑧ 建設仮勘定(①~⑥までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における		
支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう)		
⑨ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの		l

		チェック欄
 チェック項目	関連	確認済み「○」
	法令	該当なし「一」
7 減価償却累計額	規則86	
│ 有形固定資産に対する減価償却累計額は、下記のいずれかで表示しているか。 │ (1) 科目別間接控除法(科目ごとに控除する形式)		
(2) 一括間接控除法(二以上の科目から一括して控除する形式)	,,,,,	
(3) 直接控除注記法(控除残額のみを記載して科目別又は一括注記する形式)→ V. 11	規則114 [③	
8 減損損失の処理額	規則87	
有形固定資産について減損処理を行った場合は、当該各資産の金額(有形固定資産に対する減 価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、控除後の金額)から減損損失		
を直接控除し、控除後の金額を当該各資産の金額とする形式(直接控除形式)で表示ししてい		
るか。 ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができ		
たたし、減価負却を行う有形固定資産については、次のいすれかの表示方法によることができる。 る。		
(1) 独立間接控除形式(科目別又は一括)		
減損損失累計額を当該各資産科目から間接控除する。		
(2) 合算間接控除形式(科目別又は一括) 「減価償却累計額」の科目を持って掲記する形式		
この場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれる旨を注記しているか。→V. 12	規則114 ④	
9無形固定資産の区分表示	規則81川③	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して無形固定資産に含めているか。 ① 特許権		
② 借地権(地上権を含む。)		
③ 商標権		
(4) 実用新 <u>案権</u> (5) 意匠権		
⑥ ソフトウエア		
⑦ のれん		
⑧ リース資産(当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が①~⑥まで及び⑨に掲げるものである場合に限る。)		
② その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの		on on one order and a second or other order and order a
10 無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	規則88	
無形固定資産は、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した残額を記載しているか。	±8 8 101 111 (A)	
11 その他の固定資産の区分表示 以下の項目は、資産を示す適当な名称を付してその他の固定資産に含めているか。	規則81川④	
① 関係団体等出資金		
② 長期保有有価証券		
③ 長期貸付金 ④ 長期前払費用		
⑤ 前払年金費用		en e
⑥ 次に掲げる繰延税金資産		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
a) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に 属する負債に関連する繰延税金資産		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると		
認められないもの		
⑦ その他の資産であって、その他固定資産に属する資産とすべきもの 12 繰延資産の区分表示	 規則81V	
12 森延貞座の区ガスホ 繰延資産の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付しているか。	אוטנאטעו V	
13 繰延資産の償却累計額	規則91	
操延資産は、償却累計額を控除した残額を記載しているか。 14 貸倒引当金等の表示	規則85	
14 頁倒引自金寺の表示 - (1) 各資産に係る引当金は、(3)の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目	(10世界)	
として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示して		
いるか。		The second secon
(2) ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。		
し、これらの資産に対する妊娠項目として一指して収がすることを切けない。 (3) 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金		
額として表示することができる。		
	I	

	80 16	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「○」 該当なし「-」
15 負債の部の区分	規則82	
負債の部は、流動負債・固定負債の各部に区分しているか。 16 流動負債の区分表示	規則82 ①	
以下の項目は、負債を示す適当な名称を付して流動負債に含めているか。 ① 支払手形(通常の取引に基づいて発生した手形債務)	_	
② 買掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金)		
③ 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金) ④ 短期借入金(一年内に返済されないと認められるものを除く)		
● 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの		
⑥ 未払法人税等(法人税等の未払額)		
⑨ 引当金(資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く)		
⑩ 次に掲げる繰延税金負債 a) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると 認められるもの		See Section Control to the Section Control to
⑪ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの		
⑫ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの⑬ その他の負債であって、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの		
17 たな卸資産及び工事損失引当金がある場合	規則84の2	
│ 同一の工事契約(請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基 │ 本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。)に係るたな卸資産及び		
工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として		
流動資産又は流動負債に表示することができる。 18 固定負債の区分表示	規則82 ②	
以下の項目は、負債を示す適当な名称を付して固定負債に含めているか。		
(1)_長期借入金 (2) 引当金(資産に係る引当金、流動負債に掲げる引当金及び退職給付引当金を除く)		
(3) 退職給付引当金 (4) 次に掲げる繰延税金負債		
a) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属す		
る負債に関連する繰延税金負債 b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認め		
られないもの (5) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの		ye
(6) 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの	:	
(7) その他の負債であって、流動負債に属しないもの	+H B)(00 t	
19 繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示 (1) 流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合には、その差額	規則901	
を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に計上しているか。 (2) 固定資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、その差額	±月月100 川	
を繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に計上しているか。	ALEUSU II	
20 純資産の部の区分	規則84 ①	
純資産の部は、次の項目に区分しているか。 ① 組合員資本(連合会にあっては会員資本)		:
② 評価·換算差額等	+B B10 / U	
21 組合員資本の区分表示 組合員資本は、次の項目に区分しているか。	規則84Ⅱ	
① 出資金 ② 未払込出資金		
③ 剩余金		
22 剰余金の区分表示 (1) 剰余金は、次の項目に区分しているか。	規則84111	
① 法定準備金		
② 医療福祉等事業積立金 ③ 任意積立金		
④ 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)	49 Bil 0 4 \ /	
(2) 任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分されているか。 (3) 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)に、当期剰余金又は当期損失金が付記されてい	規則84V 規則84V	
るか。		

	ere	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「○」 該当なし「-」
23 評価・換算差額等の区分表示 評価・換算差額等は、次の項目に区分しているか。 ① その他有価証券評価差額金	規則84VII	
② 繰延ヘッジ損益 損益計算書 1 損益計算書の区分 (1) 損益計算書は、以下に掲げる項目に区分して表示しているか。 ① 事業费品	規則94	
② 事業費用 ③ 事業経費 ④ 事業外収益 ⑤ 事業外費用 ⑥ 特別利益 ⑦ 特別損失		
(2) 損益計算書等の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適 当な名称を付して表示しているか。	規則94XI	
(3) 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業収益又は事業費用は、事業の 種類ごとに区分して表示しているか。	規則94X	
2 事業収益 事業収益に属する収益は、供給高、利用事業収入、共済事業収入、福祉事業収入、受取手数料 その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94 II,IX	
3 事業費用 事業費用に属する費用は、供給原価、利用事業原価、共済事業費用、福祉事業費用その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94III, IX	
4 事業経費 事業経費に属する費用は、人件費、物件費その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94IV, IX	
5 事業外収益 事業外収益に属する収益は、受取利息、関係団体等出資金に係る出資配当金の受入額その他の 項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94V, IX	
	規則94VI, IX	
7 特別利益 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入(経常的経費に充てるべきものとして 交付されたものを除く)、前期損益修正益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細 分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94VII,IX	
8 特別損失 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しているか。 上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	規則94VIII, IX	
9 事業総損益 (1) 事業収益から事業費用を減じて得た額(事業総損益)は、事業総剰余金として表示している か。事業総損益が零未満である場合には、零から事業総損益を減じて得た額を事業総損失金 として表示しているか。	規則95 1, 111	
(2) 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総剰余金(又は事業総損失 金)は、事業の種類ごとに区分し表示しているか。	規則95 ,	
10 事業損益 事業総損益から事業経費の合計額を減じて得た額(事業損益)は、事業剰余金として表示して いるか。事業損益が零未満である場合には、零から事業損益を減じて得た額を事業損失金とし て表示しているか。	規則96	
11 経常損益 事業損益に事業外収益を加えて得た額から事業外費用を減じて得た額(経常損益)は、経常剰 余金として表示しているか。経常損益が零未満である場合には、零から経常損益を減じて得た 額を経常損失金として表示しているか。	規則97	

	PR tate	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「○」 該当なし「一」
12 税引前当期損益 経常損益に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額(税引前当期損益)は、税引 前当期剰余金として表示しているか。税引前当期損益が零未満である場合には、零から税引前 当期損益を減じて得た額を税引前当期損失金として表示しているか。	規則98	
13 税等 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金(又 は税引前当期損失金)の次に表示しているか。 (1) 当該事業年度に係る法人税等 (2) 法人税等調整額	規則99	
14 当期剰余金又は当期損失金 下記(1)及び(2)に掲げる合計額から(3)及び(4)に掲げる額の合計額を減じて得た額(当期損益 金額)は、当期剰余金として表示しているか。当期損益金額が零未満である場合には、零から 当期損益金額を減じて得た額を当期損失金として表示しているか。 (1)税引前当期損益金額	規則100	
(2) 法人税等の更正、決定等による還付税額があるときは当該還付税額 (3) 法人税等及び法人税等調整額		
(4) 法人税等の更正、決定等による納付税額があるときは当該納付税額		
15 当期未処分剰余金又は当期未処理損失金 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期剰余金又は当期損失金の 次に表示しているか。 (1) 当期首繰越剰余金(又は当期首繰越損失金) (2) 遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金(又は当期首繰越損失金)に対 する影響額	規則101 [
(3) 医療福祉等事業積立金取崩額		
(4) 任意積立金取崩額(目的取崩) 16 下記(1)から(4)に掲げる合計額から(5)に掲げる額の合計額を減じて得た額(当期未処分損益金額)は、 当期未処分剰余金として表示しているか。当期未処分損益金額が零未満である場合には、零から当期 未処分損益金額を減じて得た額を当期未処理損失金として表示しているか。	規則101	
(1)当期損益金額 (2)当期首繰越剰余金 (3)医療福祉等事業積立金取崩額 (4)任意積立金取崩額(目的取崩) (5)当期首繰越損失金		
17 貸倒引当金繰入益の表示 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入 額又は貸倒引当金戻入益として、それぞれ次に掲げる項目に区分して表示しているか。 (1) 貸倒引当金繰入額 ① 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業経費 ② 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの→ 事業外費用	規則102 ①	
(2) 貸倒引当金戻入益① 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業経費又は事業外収益② 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業外費用又は事業外収益	規則102 ②	
Ⅳ 剰余金処分案又は損失処理案		
1 総括 (1) 当期未処分損益金額と任意積立金の取崩額(損益計算書において取り崩した額を除く)の合計額 が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、剰余金処分案を作成している	規則104Ⅱ	
(2) 前項以外の場合には、損失処理案を作成しているか。	規則104皿	

	関連	チェック欄
チェック項目	法令	確認済み「〇」 該当なし「一」
2 剰余金処分案		
(1) 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則105 I	
① 当期未処分剰余金又は当期未処理損失金 ② 任意積立金取崩額	-	
②_任意積立金取崩額 ③ 剩余金処分額		
④ 次期繰越剰余金		
(2) (1)②の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105 II	****
(3) 剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則105Ⅲ	
① 法定準備金 ② 医療福祉等事業積立金	talenta antera minera estera el marca el menero de la composición del composición de la composición de la composición del composición de la composición de l	
を派価性等事業積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分することができる。 「大学者を表現した。」	規則105IV	
③ 利用分量割戻金		
④ 出資配当金		
⑤ 任意積立金 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	+B Bilk OC 77	
(4) (3)③の利用分量割戻金は、組合が二以上の異なる種類の割戻しを行う場合には、当該割戻しの 名称を示した項目に細分しているか。	規則105V	
石がを示した項目に細力しているか。 (5) (3)⑤の任意積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分ししているか。	規則105VI	
3 損失処理案		
(1) 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則106 I	
① 当期未処理損失金		
② 損失金処理額 ③ 次期繰越損失金		
③ 次州線と領犬並 (2) (1)②の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則106 II	
① 任意積立金取崩額	7,52,7,100 =	
② 法定準備金取崩額		
(3) (2)①の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則106皿	
/ 個別注記 1 個別注記の区分	規則109	
個別注記の区別 個別注記は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	ALKI 103	
① 継続組合の前提に関する注記		
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記		
③ 会計方針の変更に関する注記		
④ 表示方法の変更に関する注記 ⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記		
⑤ 誤謬の訂正に関する注記	-	
⑦ 貸借対照表等に関する注記		
⑧ 損益計算書に関する注記		
⑨ 剰余金処分案に関する注記		
⑩ 税効果会計に関する注記 ⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記		
① ケースにより使用する固定資産に関する注記	1	
③ 持分法損益等に関する注記]	
④ 関連当事者との取引に関する注記		
⑤ 重要な後発事象に関する注記		
	規則110	
2 注記の記載ガス 貸借対照表等、損益計算書等又は剰余金処分案の特定の項目に関連する注記については、その	WLATI I	
関連を明らかにしているか。		
3 継続組合の前提に関する注記	規則111	
事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存 在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続		
任する場合であって、当該事象又は状況を胜用し、又は改善するにめの対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を記載しているか。		
☆ロロヘリがにに対す。9 ま文(9.1.he文は / woo うすらの C C (9.1. 文 は) の もがと 呼ばら (1.2. な) 。		
(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容		
(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策		
19、坐着舞曲を不な空機が到めたも25mパスの期内	1	
(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響を決算関係書類に反映しているか否かの別	1	

	月月2本	チェック欄
チェック項目	関連 法令 	確認済み「○」 該当なし「~」
4 重要な会計方針に係る事項 重要な会計方針に係る事項に関する注記として、以下に掲げる事項(重要性が乏しいものを除 く。)について区分して記載しているか。	規則112	
(1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却の方法		
(3) 引当金の計上基準 (4) 収益及び費用の計上基準		
(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項 (例示) ①消費税等の会計処理 ②ヘッジ会計の方法		
③繰延資産の処理方法④デリバティブの評価基準及び評価方法⑤外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準⑥端数処理の方法⑦業種特有の会計方針		
5 会計方針の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した 場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。ただし、会計監査人監 査組合以外の組合にあっては、規則第百十三条の二第四号口及びハに掲げる事項を省略するこ	規則113の2	
(1) 当該会計方針の変更の内容 (2) 当該会計方針の変更の理由		
(3) 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。)		
① 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に対する影響額 ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並び に当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期		
③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、 当該事項		
6 表示方法の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した 場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。 (1) 当該表示方法の変更の内容	規則113の3	
(2) 当該表示方法の変更の理由 7 会計上の見積りの変更に関する注記 会計上の見積りの変更に関する注記 会計上の見積りの変更をした場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記している (1) 当該会計上の見積りの変更の内容	規則113の4	
(2) 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額 (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす		
可能性があるときは、当該影響に関する事項 8 誤謬の訂正に関する注記 誤謬の訂正をした場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。 (1) 当該誤謬の内容 (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額	規則113の5	
9 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産 資産が担保に提供されている場合、以下の事項を注記しているか。	規則114 ①	
(1) 資産が担保に供されていること (2) (1) の資産の内容及びその金額 (3) 担保に係る債務の金額		
10 資産に係る引当金 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合には、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額)を注記しているか。	規則114 ②	
11 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記す ることが適当な場合には、各資産について一括した減価償却累計額)を注記しているか。	規則114 ③	
12 有形固定資産の減損損失累計額 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示し た場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しているか。	規則114 ④	

	原用 注述	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「○」 該当なし「-」
13 保証債務等 保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負 債の部に計上したものを除く)があるときは、当該債務の内容及び金額を注記しているか。	規則114 ⑤	
14 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権債務 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する 項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子法人等及び 関連法人等に対する金銭債権若しくは金銭債務が属する項目ごとの金額又は資産の部若しくは 負債の部の区分に応じ二以上の項目毎に一括した金額を注記しているか。	規則114 ⑥	
15 役員に対する金銭債権 役員との間の取引による役員に対する金銭債権があるときは、その総額を注記しているか。	規則114 (⑦	
16 役員に対する金銭債務 役員との間の取引による役員に対する金銭債務があるときは、その総額を注記しているか。	規則114 ⑧	
17 損益計算書に関する注記 子法人等及び関連法人等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引 高の総額が注記しているか。	規則115	
18 剰余金処分案に関する注記 剰余金処分案に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。 (1) 利用分量割戻しを行う場合の算定基準 (2) 出資配当を行う場合の算定基準 (3) 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額 ※組合は、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。(生協法五十一条の四Ⅳ)	規則116	
19 税効果に関する注記 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む)及び繰延税金負債の発生の主な原因を注記しているか。(重要でないものを除く)	規則117	
20 リース資産に関する注記 ファイナンス・リースの取引の借主である組合が、当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る)に関する事項を注記しているか。この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る以下の(1)~(4)に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含めることを妨げない。 (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 (4) (1)~(3)に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項	規則118	
21 金融商品に関する注記 金融商品に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。(重要性の乏しいものを除く) (1) 金融商品の状況に関する事項	規則118の2	
(2) 金融商品の時価等に関する事項 22 持分法損益等に関する注記 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、各々に定める事項を注記してい るか。 (1) 関連法人等がある場合は、関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を	規則118の3	
(1) 関連法人等がある場合は、関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して特別法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額 (2) 開示対象特別目的会社がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項		

	# · # ·	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「○」 該当なし「-」
23 関連当事者との取引に関する注記 組合と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項がある場合、以下の事項で あって、重要なものを、関連当事者ごとに注記しているか。 (ただし、会計監査人監査組合以 外の組合にあって、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる事項を省略することができる。) (1) 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。 ① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合	規則119 ,	
(2) 当該関連当事者が組合であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。 ① その名称 ② 当該関連当事者の総会員の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合 (3) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。		
① その氏名 (4) 当該組合と当該関連当事者との関係 (5) 取引の内容 (6) 取引の種類別の取引金額 (7) 取引条件及び取引条件の決定方針 (8) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高 (9) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が決算関係書類に与えて		
いる影響の内容 24 関連当事者の範囲 関連当事者には、次に掲げるものを記載しているか。 (1) 当該組合の子法人等 (2) 当該組合の関連法人等及び当該関連法人等の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社	規則119IV	
をいう。以下同じ。)(当該関連法人等が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの) (3) 当該組合が会員となっている連合会(当該組合が当該連合会の議決権の総数の百分の二十以 上の議決権を有しているものに限る。)及びその子法人等並びに当該連合会の会員である他 の組合 (4) 当該組合(連合会に限る。)の会員である組合(会員である組合が当該組合の議決権の総数		
(7) 当該組合の職員のための企業年金(当該組合と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場 (7) 当該組合の役員及びその近親者(二親等内の親族をいう。) (8) (5) に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの) (7) 当該組合の職員のための企業年金(当該組合と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場		
合に限る。) 25 注記不要取引 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記を要しないことに留意してい	規則119	
るか。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 役員に対する報酬等の給付 (3) (1) (2) に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における		
当該取引 26 重要な後発事象に関する注記 事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発 生した場合は、当該事象を重要な後発事象として注記しているか。	規則120	700 - 700a
27 その他の注記 その他、貸借対照表等、損益計算書等及び剰余金処分案により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。 (例示) ① 退職給付に関する注記 ② 減損損失に関する注記 ③ 合併に関する注記 ④ 資産除去債務に関する注記 ⑤ 賃貸等不動産に関する注記 ⑥ その他追加情報の注記	規則121	

	as '#:	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「○」 該当なし「-」
VI 附属明細書 決算関係書類に係る附属明細書には、決算関係書類に関する事項として、次に掲げる事項を表示しているか。 (1) 組合員資本の明細 (2) 借入金の明細 (3) 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (4) 関係団体等出資金の明細 (5) 事業経費の明細 (6) 事業経費の明細 (7) 事業の種類ごとの損益の明細 事業別損益計算書・事業別事業経費明細表 (8) 上記のほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する 重要な事項を表示しているか。 <主要な資産の内容〉 ① 現預金明細表 ② 供給未収金明細表 ② 供給未収金明細表 ④ 商品及び貯蔵品明細表 ⑤ 差入保証金明細表 ⑤ 差入保証金明細表 ⑤ 差入保証金明細表 ⑤ 差入の他資産明細表 ② 真掛金明細表 ② 直對金明細表 ② 其払金明細表 ② 其本野明細表 ② 有本は手形明細表 ② 有本は手形明細表 ③ 未払も明細表 ③ 未払金明細表 ② 素、人、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	規則128	
VII 事業報告書 1 事業報告書の内容 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しているか。 (1) 組合の事業活動の概況に関する事項 (2) 組合の運営組織の状況に関する事項 (3) その他組合の状況に関する重要な事項 (決算関係書類及び連結決算関係書類の内容となる事項を除く。)	規則123	

	89 *==	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」 該当なし「一」
3 組合の運営組織の状況に関する事項	規則125	
「組合の運営組織の状況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。 (1) 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項		
① 開催日時 ② 出席した組合員の数		
③ 重要な事項の議決状況		
(2) 組合員に関する次に掲げる事項 ① 組合員の数及びその増減		
② 組合員の出資口数及びその増減		
(3) 役員に関する次に掲げる事項(直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、 当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。)① 役員の氏名		
② 役員の以行 ② 役員の当該組合における職制上の地位及び担当		
③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況 ④ 当該事業年度に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年		
④ 自該事業中度に辞任した役員があるときは、次に拘ける事項(自該事業中度制の事業中 度に係る事業報告の内容としたものを除く。) a. 当該役員の氏名		
b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容		<u></u>
c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及び その理由を述べた場合のその理由		
(4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項		
① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、 当該変更事項を反映させたもの。)		
② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なも のの概要		
(6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及		
び所在地	eta	
(7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項 ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、代		
② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況		gar - manu gar - manu -
(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項	T_12	
事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示して	規則129	
いるか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内 訳(役員報酬等の状況)		
→摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する	様式例	
(2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当		
該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名		
② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明		
細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引 で光弦組合との最上の利益が相反するものについての光弦取引先の内部		
で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額	/	
③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末 残高、当期末残高及び当期増減額		
(4) その他事業報告書の内容を補足する重要な事項		l

「決算関係書類等」の表示に関するチェック・リスト(共済事業実施組合以外)

		チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」 該当なし「一」
I 総括		
1 (金額単位)		
	規則67 I	
額は、一円単位又は千円単位で表示されているか。(資産総額が五百億円以上の組合につ		
いては、百万円単位をもって表示することも可能)。 (2) 剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示されているか。	規則67Ⅱ	
(3) 金額の表示単位について記載しているか。	分式 只 リ ロ / エ	
□ 貸借対照表		
1 (貸借対照表の区分)	規則80 I	
貸借対照表は、資産・負債・純資産に区分して表示しているか。		
2 (資産の部の区分)	規則81 I	
資産の部は、流動資産・固定資産・繰延資産の各部に区分しているか。	48 Bilo4 #	
3 (固定資産の部の区分)	規則81Ⅱ	
固定資産の部は、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産の各部に区分しているか。 4 (流動資産の区分表示)	規則81Ⅲ①	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して流動資産に含めているか。	元月101m ①	
① 現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除く)		
② 受取手形(通常の取引に基づいて発生した手形債権)		
③ 事業未収金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金)		
④ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券		
⑤ 商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品その他のたな卸資産(供給の目的をもつて所		
有する土地、建物その他の不動産を含む) ⑥ 前払費用であって、一年内に費用となるべきもの		
① 財政負用であって、一年内に負用となるへきもの ② 未収収益		
a) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩される		
と認められるもの		
⑨ その他の資産であって、一年内に現金化することできると認められるもの		
│ 5 (破産債権等) │ 破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権)で一年内に弁済	±8 8⊪01 π (1)π , n	
	元列61皿① 4, ハ	
を		
6 有形固定資産の区分表示	規則81Ⅲ②	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して有形固定資産に含めているか。ただし、①~⑦		
までの資産については、事業の用に供するものに限る。		
- <u>(4) 年间建城兵</u> (5) 器具及び備品	1	
- <u>・ ・ </u>		
- フェース ⑦ リース資産(当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である]	
資産であって、当該リース物件が①~⑥まで及び⑨に掲げるものである場合に限る)		
⑧ 建設仮勘定(①~⑥までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう)		
⑨ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの		
		_

		チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」
	达 市	該当なし「一」
7減価償却累計額	規則86	
│ 有形固定資産に対する減価償却累計額は、下記のいずれかで表示しているか。 │ (1) 科目別間接控除法(科目ごとに控除する形式)		
(1) 科目が間接程除法(科目ことに程序する形式) (2) 一括間接控除法(二以上の科目から一括して控除する形式)		
(3) 直接控除注記法 (控除残額のみを記載して科目別又は一括注記する形式) → V. 11	規則114 I ③	
8 減損損失の処理額	規則87	
有形固定資産について減損処理を行った場合は、当該各資産の金額(有形固定資産に対する減		
価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、控除後の金額)から減損損失 を直接控除し、控除後の金額を当該各資産の金額とする形式(直接控除形式)で表示ししてい		
るか。		
ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができ	-	
<u>る。</u> (4) X + B は 均 M T (* (*) 口 D D () + (*)	=	
(1) 独立間接控除形式(科目別又は一括) 減損損失累計額を当該各資産科目から間接控除する。		
(2) 合算間接控除形式(科目別又は一括)		
「減価償却累計額」の科目を持って掲記する形式		
この場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれる旨を注記しているか。→V. 12	規則114 [4	
9 無形固定資産の区分表示 以下の項目は、資産を示す適当な名称を付して無形固定資産に含めているか。	規則81皿③	
以下の項目は、資産を示す過当な石がを刊して無が固定資産に含めているが。 ① 特許権		
② 借地権(地上権を含む。)	-	
③ 商標権		
④ 実用新案権	-	
	-	
	-	
⑧ リース資産(当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である	-	
	=	
	規則88	
│ 10 無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 │ 無形固定資産は、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した残額を記載しているか。	况則88	
11 その他の固定資産の区分表示	規則81皿④	
以下の項目は、資産を示す適当な名称を付してその他の固定資産に含めているか。		
① 関係団体等出資金	=	
	=	
- <u>③ た州員刊並</u> ④ 長期前払費用	-	
⑤ 前払年金費用		
⑥ 次に掲げる繰延税金資産	-	
a) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債 に属する負債に関連する繰延税金資産		
<u> </u>		
と認められないもの		
⑦ その他の資産であって、その他固定資産に属する資産とすべきもの		
12 繰延資産の区分表示 繰延資産の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付しているか。	規則81Ⅴ	
一線延負性の各項目は、当該項目に係る負性を示り適当な名称を行しているか。 13 繰延資産の償却累計額	規則91	
繰延資産は、償却累計額を控除した残額を記載しているか。		
14 貸倒引当金等の表示	規則85	
(1) 各資産に係る引当金は、(3)の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目		
として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。		
(2) ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産又は繰延資産の区分に		
応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。		
(3) 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の		
金額として表示することができる。		

	関連	チェック欄
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
15 負債の部の区分	規則82 I	
負債の部は、流動負債・固定負債の各部に区分しているか。 16 流動負債の区分表示	規則82Ⅱ①	
以下の項目は、負債を示す適当な名称を付して流動負債に含めているか。	7,07,1,011	
① 支払手形(通常の取引に基づいて発生した手形債務) ② 買掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金)		
③ 前受金 (受注工事、受注品等に対する前受金)	-	
④ 短期借入金(一年内に返済されないと認められるものを除く)		
⑤ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期 間に支払われるもの	_	
⑥ 未払法人税等(法人税等の未払額)⑦ 未払費用		
<u>・ 少 不知負用</u> <u>⑧ 前受収益</u>	-	
⑨ 引当金(資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く) ⑩ 次に掲げる繰延税金負債	1	
a) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債	_	
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩される		
と認められるもの ① ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの	_	
① 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの		
⑬ その他の負債であって、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの	## ## ## A A A A	
17 たな卸資産及び工事損失引当金がある場合 同一の工事契約(請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基	規則84の2	
本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。)に係るたな卸資産及び		
工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として		
流動資産又は流動負債に表示することができる。 18 固定負債の区分表示	規則82Ⅱ②	
以下の項目は、負債を示す適当な名称を付して固定負債に含めているか。	796X102 I @	
	-	
(2) 引当金(資産に係る引当金、流動負債に掲げる引当金 <mark>及び退職給付引当金</mark> を除く) (3) 退職給付引当金		
(4) 次に掲げる繰延税金負債		
a) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する資産又は固定負債に属 する負債に関連する繰延税金負債		
b) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認	1	
<u>められないもの</u> (5) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの	-	
(6) 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの		
(7) その他の負債であって、流動負債に属しないもの 19 繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示	規則90 I	
(1) 流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合には、その差	及[月] 30 1	
額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に計上しているか。	## ## ## ##	
(2) 固定資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に計上しているか。	規則90Ⅱ	
20 純資産の部の区分 純資産の部は、次の項目に区分しているか。	規則84 I ①	
神真座の前は、次の項目に区方しているか。 ① 組合員資本(連合会にあっては会員資本)		
② 評価・換算差額等		
21 組合員資本の区分表示 組合員資本は、次の項目に区分しているか。	規則84Ⅱ	
① 出資金		
② 未払込出資金	1	
3 剰余金 22 剰余金の区分表示	規則84Ⅲ	
(1) 剰余金は、次の項目に区分しているか。 ① 法定準備金	MANAGEM	
	1	
③ 任意積立金]	
④ 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金) (2) 任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分されているか。	規則84 V	
(3) 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)に、当期剰余金又は当期損失金が付記されて	規則84VI	
いるか。		

- 6-70	関連	チェック欄
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
23 評価・換算差額等の区分表示 評価・換算差額等は、次の項目に区分しているか。	規則84Ⅷ	
① その他有価証券評価差額金		
1 損益計算書の区分	規則94 I	
(1) 損益計算書は、以下に掲げる項目に区分して表示しているか。 ① 事業収益		
② 事業費用 ③ 事業経費	=	
④ 事業外収益		
⑤ 事業外費用 ⑥ 特別利益		
⑦ 特別損失		
(2) 損益計算書等の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す 適当な名称を付して表示しているか。	規則94XI	
(3) 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業収益又は事業費用は、事業の種類ごとに区分して表示しているか。	規則94X	
2 事業収益	規則94Ⅱ,Ⅸ	
│ 事業収益に属する収益は、供給高、利用事業収入、共済事業収入、福祉事業収入、受取手数料 │ その他の項目の区分に従い、細分しているか。		
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。		
3 事業費用 事業費用に属する費用は、供給原価、利用事業原価、共済事業費用、福祉事業費用その他の項	規則94Ⅲ, Ⅸ	
目の区分に従い、細分しているか。		
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。		
│ 4 事業経費 │ 事業経費に属する費用は、人件費、物件費その他の項目の区分に従い、細分しているか。	規則94Ⅳ, Ⅸ	
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。		
│ 5 事業外収益 │ 事業外収益に属する収益は、受取利息、関係団体等出資金に係る出資配当金の受入額その他の	規則94V, IX	
項目の区分に従い、細分しているか。		
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。 6 事業外費用	規則94VI,IX	
事業外費用に属する費用は、支払利息、寄付金その他の項目の区分に従い、細分しているか。	A元只134 VI, IA.	
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。	10 Dilo 17 m - m -	
7 特別利益 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入(経常的経費に充てるべきものとして	規則94VII, IX	
交付されたものを除く)、前期損益修正益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細 分しているか。		
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。		
8 特別損失 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その	規則94㎞, Ⅸ	
他の項目の区分に従い、細分しているか。		
上記のうち、その金額が重要でないものについては、細分しないことができる。 9 事業総損益	規則95 I , Ⅲ	
(1)事業収益から事業費用を減じて得た額(事業総損益)は、事業総剰余金として表示しているか。事業総損益が零未満である場合には、零から事業総損益を減じて得た額を事業総損		
るか。事業総損益が各本個である場合には、各から事業総損益を減して特に額を事業総損 失金として表示しているか。		
(2) 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総剰余金(又は事業総損失	規則95Ⅱ,Ⅲ	
金)は、事業の種類ごとに区分し表示しているか。	+B Biloo	
10 事業損益 事業総損益から事業経費の合計額を減じて得た額(事業損益)は、事業剰余金として表示して	規則96	
いるか。事業損益が零未満である場合には、零から事業損益を減じて得た額を事業損失金として表示しているか。		
11 経常損益	規則97	
事業損益に事業外収益を加えて得た額から事業外費用を減じて得た額(経常損益)は、経常剰	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
余金として表示しているか。栓吊損益が零木満でめる場合には、零から栓吊損益を減して停た 額を経常損失金として表示しているか。		
余金として表示しているか。経常損益が零未満である場合には、零から経常損益を減じて得た		

	田小士	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
12 税引前当期損益 経常損益に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額(税引前当期損益)は、税引 前当期剰余金として表示しているか。税引前当期損益が零未満である場合には、零から税引前 当期損益を減じて得た額を税引前当期損失金として表示しているか。	規則98	
13 税等 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期剰余金(又は税引前当期損失金)の次に表示しているか。 (1) 当該事業年度に係る法人税等 (2) 法人税等調整額	規則99	
14 当期剰余金又は当期損失金 下記(1)及び(2)に掲げる合計額から(3)及び(4)に掲げる額の合計額を減じて得た額(当期損益金額)は、当期剰余金として表示しているか。当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を当期損失金として表示しているか。 (1) 税引前当期損益金額 (2) 法人税等の更正、決定等による還付税額があるときは当該還付税額 (3) 法人税等及び法人税等調整額	規則100	
(4) 法人税等の更正、決定等による納付税額があるときは当該納付税額		
15 当期未処分剰余金又は当期未処理損失金次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しているか。 (1) 当期首繰越剰余金(又は当期首繰越損失金) (2) 遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金(又は当期首繰越損失金)に対する影響額	規則101 I	
(3) 医療福祉等事業積立金取崩額		
(4) 任意積立金取崩額(目的取崩)		
当期未処分剰余金として表示しているか。当期未処分損益金額が零未満である場合には、零から当期 未処分損益金額を減じて得た額を当期未処理損失金として表示しているか。 (1)当期損益金額	規則101ⅡⅢ	
(2)当期首繰越剰余金 (3)医療福祉等事業積立金取崩額 (4)任意積立金取崩額(目的取崩) (5)当期首繰越損失金		
17 貸倒引当金繰入益の表示 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入 額又は貸倒引当金戻入益として、それぞれ次に掲げる項目に区分して表示しているか。 (1) 貸倒引当金繰入額 ① 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業経費 ② 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの→ 事業外費用	規則102 I ①	
(2) 貸倒引当金戻入益 ① 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業経費又は事業外収益 ② 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの→事業外費用又は事業外 収益	規則102 I ②	
Ⅳ 剰余金処分案又は損失処理案		
が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、剰余金処分案を作成している	規則104Ⅱ	
(2) 前項以外の場合には、損失処理案を作成しているか。	規則104皿	

チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」	
	本市	該当なし「一」	
2 剰余金処分案 (1) 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則105 I		
① 当期未処分剰余金又は当期未処理損失金	元 兵 月 10.5 1		
② 任意積立金取崩額			
③ 剰余金処分額 ④ 次期繰越剰余金			
(2) (1)②の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則105Ⅱ		
(3) 剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則105Ⅲ		
<u>① 法定準備金</u> ② 医療福祉等事業積立金			
医療福祉等事業積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分することができる。	規則105Ⅳ		
③ 利用分量割戻金			
④ 出資配当金 ⑤ 任意積立金			
(4) (3)③の利用分量割戻金は、組合が二以上の異なる種類の割戻しを行う場合には、当該割戻しの	規則105 V		
名称を示した項目に細分しているか。	#B Bil 1 0 5 7 7		
(5) (3)⑤の任意積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分ししているか。 3 損失処理案	規則105Ⅵ		
(1) 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則106 I		
<u>① 当期未処理損失金</u> ② 損失金処理額			
③ 次期繰越損失金			
(2) (1)②の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しているか。	規則106Ⅱ		
① 任意積立金取崩額 ② 法定準備金取崩額			
(3) (2)①の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しているか。	規則106Ⅲ		
▼ 個別注記 1 個記記 1 個別注記 1 個別注 1 個別注記 1 個別注 1 個記 1 個記 1 個別注 1 個別注 1 個別注 1 個別注 1 個記 1 個別注 1 個別注 1 個別注 1 個別注 1 個記 1 個記 1 個別注 1 個別注 1 個別注 1 個別注 1 個記 1 個記 1 個別注 1 個別注 1 個記 1 個記 1 個別注 1 個別注 1 個記 1 個	+B Bil 100		
│ 1 個別注記の区分 │ 個別注記は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。	規則109		
_ ① 継続組合の前提に関する注記			
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ③ 会計方針の変更に関する注記			
○ 云前刀前の変更に関する注記 ④ 表示方法の変更に関する注記	-		
│ ⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記			
⑧ 損益計算書に関する注記			
	-		
① 金融商品に関する注記	<u> </u>		
③ 持分法損益等に関する注記			
	-		
⑥ その他の注記			
2 注記の記載方法 登供が昭志第一提が計算書等又は利金を加入室の特字の項目に関連する注記については、その	規則110		
│ 貸借対照表等、損益計算書等又は剰余金処分案の特定の項目に関連する注記については、その │ 関連を明らかにしているか。			
3 継続組合の前提に関する注記	規則111		
事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続			
は			
(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容			
(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策	<u> </u>		
(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響を決算関係書類に反映しているか否かの別	-		
	1		

	88.±	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
4 重要な会計方針に係る事項 重要な会計方針に係る事項に関する注記として、以下に掲げる事項(重要性が乏しいものを除 く。)について区分して記載しているか。	規則112 I	
(1) 資産の評価基準及び評価方法		
(2) 固定資産の減価償却の方法 (3) 引当金の計上基準		
(4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項 (例示) ①消費税等の会計処理 ②ヘッジ会計の方法		
③繰延資産の処理方法 ④デリバティブの評価基準及び評価方法 ⑤外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 ⑥端数処理の方法		
⑦業種特有の会計方針 5 会計方針の変更に関する注記	規則113の2	
一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあっては、規則第百十三条の二第四号口及びハに掲げる事項を省略するこ	79627110072	
- 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		
(3) 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、 次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なと きは、②に掲げる事項を除く。)		
① 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に対する影響額 ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期		
③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす 可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるとき は、当該事項		
6表示方法の変更に関する注記 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。 (1) 当該表示方法の変更の内容	規則113の3	
(2) 当該表示方法の変更の理由 7 会計上の見積りの変更に関する注記	規則113の4	
・会計上の見積りの変更をした場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記している (1) 当該会計上の見積りの変更の内容		
(2) 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額 (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼ		
す可能性があるときは、当該影響に関する事項 8 誤謬の訂正に関する注記	規則113の5	
誤謬の訂正をした場合、以下の事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。 (1) 当該誤謬の内容		
(2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 9 貸借対照表等に関する注記	+B Bil 1 1 4 T 🗇	
担保に供している資産 資産が担保に提供されている場合、以下の事項を注記しているか。 (1) 資産が担保に供されていること	規則114 I ①	
(2) (1)の資産の内容及びその金額 (3) 担保に係る債務の金額		
10 資産に係る引当金 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記す ることが適当な場合には、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、その他固 定資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額)を注記しているか。	規則114 I ②	
上員産又は繰延員産ことに一括した引当並の並領)を注記しているか。 11 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合には、各資産について一括した減価償却累計額)を注記しているか。	規則114 I ③	
12 有形固定資産の減損損失累計額 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しているか。	規則114 I ④	

		エ・ック押
チェック項目	関連	チェック欄
デェック項目	法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
13 保証債務等	規則114 I ⑤	
保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
債の部に計上したものを除く)があるときは、当該債務の内容及び金額を注記しているか。		
14 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権債務	規則114 I ⑥	
子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する		
項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子法人等及び		
関連法人等に対する金銭債権 <mark>若しくは又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭 債務が属する項目ごとの金額又は資産の部若しくは負債の部の区分に応じ二以上の項目毎につ</mark>		
いて一括した金額を注記しているか。		
15 役員に対する金銭債権	規則114 I ⑦	
では、その総額を注記しているか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/9LX]1111 (
16 役員に対する金銭債務	規則114 I ⑧	
で		
17 損益計算書に関する注記	規則115	
17 損無計算音に関する注記 子法人等及び関連法人等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引	/元只]113	
高の総額が注記しているか。		
18 剰余金処分案に関する注記	規則116	
剰余金処分案に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。 (1) 利果公長物高した行き場合の符合技術。		
<u>(1)</u> 利用分量割戻しを行う場合の算定基準 (2) 出資配当を行う場合の算定基準	-	
(3) 次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額	<u>.</u>	
※組合は、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。(生協		
法五十一条の四Ⅳ)	+B Bil 4 4 8	
19 税効果に関する注記 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金	規則117	
20 リース資産に関する注記	規則118	
ファイナンス・リースの取引の借主である組合が、当該ファイナンス・リース取引について通 常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産		
「限る」に関する事項を注記しているか。この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る以		
下の(1)~(4)に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括し		
て注記すべきリース物件に関する事項)を含めることを妨げない。		
(1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却界計額担当額		
<u>(2)</u> 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額		
(4) (1) ~(3) に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項		
21 金融商品に関する注記	規則118の2	
金融商品に関する注記として、次に掲げる事項を注記しているか。(重要性の乏しいものを除		
く) (1) 金融商品の状況に関する事項		
(2) 金融商品の6000000000000000000000000000000000000		
22 持分法損益等に関する注記	規則118の3	
持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、各々に定める事項を注記してい		
るか。		
(1) 関連法人等がある場合は、関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法 を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額		
(2) 開示対象特別目的会社がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会		
社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項		

	==	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
	規則119 I , I	M340 .]
組合と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項がある場合、以下の事項で	750,7,110 1 , 1	
あって、重要なものを、関連当事者ごとに注記しているか。(ただし、会計監査人監査組合以		
外の組合にあって、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる事項を省略することができる。) (1) 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。		
(1)		
② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合	-	
(2) 当該関連当事者が組合であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。	•	
① その名称 ② 当該関連当事者の総会員の議決権の総数に占める当該組合が有する議決権の数の割合	-	
(3) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項を記載しているか。	<u>-</u>	
	-	
<u>(4) ヨ該福日とヨ該関連ヨ事省との関係</u> (5) 取引の内容		
(6) 取引の種類別の取引金額		
(7) 取引条件及び取引条件の決定方針	-	
(8) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高(9) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が決算関係書類に与え		
ている影響の内容		
24 関連当事者の範囲	規則119Ⅳ	
関連当事者には、次に掲げるものを記載しているか。 (1) 当該組合の子法人等		
(1) 当該組合の予法人等 (2) 当該組合の関連法人等及び当該関連法人等の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会	-	
社をいう。以下同じ。)(当該関連法人等が会社でない場合にあっては、子会社に相当す		
るもの)	-	
(3) 当該組合が会員となっている連合会(当該組合が当該連合会の議決権の総数の百分の二十 以上の議決権を有しているものに限る。)及びその子法人等並びに当該連合会の会員であ		
る他の組合		
(4) 当該組合(連合会に限る。) の会員である組合(会員である組合が当該組合の議決権の総		
数の百分の二十以上の議決権を有しているものに限る。)及びその子法人等 (5) 当該組合の役員及びその近親者(二親等内の親族をいう。)	-	
(6) (5)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合にお	-	
ける当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあっては、子会		
社に相当するもの) (7) 当該組合の職員のための企業年金(当該組合と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う		
場合に限る。)		
25 注記不要取引	規則119Ⅱ	
関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記を要しないことに留意しているか。		
るか。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取		
3条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 47号に対する根型体の数分	<u> </u>	
(2) 役員に対する報酬等の給付 (3) (1)(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公		
正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合にお		
ける当該取引	15 5th 100	
26 重要な後発事象に関する注記 事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発	規則120	
生した場合は、当該事象を重要な後発事象として注記しているか。		
27 その他の注記	規則121	
その他、貸借対照表等、損益計算書等及び剰余金処分案により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。		
(例示)		
① 退職給付に関する注記		
_ ② 減損損失に関する注記 		
<u>③ 音妍に関する注記</u> ④ 資産除去債務に関する注記		
⑤ 賃貸等不動産に関する注記		
⑥ その他追加情報の注記		

	田大士	チェック欄
チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」該当なし「一」
Ⅵ 附属明細書	規則128	
決算関係書類に係る附属明細書には、決算関係書類に関する事項として、次に掲げる事項を表		
示しているか。 (1) 組合員資本の明細		
(2) 借入金の明細		
(3) 有形固定資産及び無形固定資産の明細		
(4) 関係団体等出資金の明細		
(5) 引当金の明細 (6) 事業経費の明細		
(7) 事業の種類ごとの損益の明細		
事業別損益計算書・事業別事業経費明細表		
(8) 上記のほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足す	様式例	
る重要な事項を表示しているか。 <主要な資産の内容>		
① 現預金明細表		
② 供給未収金明細表(内訳·回収状況)		
③ 有価証券明細表		
④ 商品及び貯蔵品明細表		
<u> </u>		
⑧ その他資産明細表		
<主要な負債の内容>		
① 支払手形明細表		
② 買掛金明細表 ③ 未払金明細表		
- <u>● ・ </u>		
⑤ 未払費用明細表		
⑥ その他負債明細表		
< その他 > ① ** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		
<u>① キャッシュフロー計算書</u> ② 製造原価明細表		
Ⅷ 事業報告書		
	規則123	
事業報告書は、次に掲げる事項を記載しているか。		
<u>(1) 組合の事業活動の概況に関する事項</u> (2) 組合の運営組織の状況に関する事項		
(3) その他組合の状況に関する重要な事項		
(決算関係書類及び連結決算関係書類の内容となる事項を除く。)		
2 組合の事業活動の概況に関する事項	規則124	
│ 「組合の事業活動の概況に関する事項」には、次に掲げる事項を記載しているか。(当該組合 │ が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項として記		
前二以上の異なる程規の事業を行うといる場合には、主要な事業別に区力された事項として記 載する)		
(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容		
(2) 当該事業年度における事業の経過及びその成果		
(3) 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況(重要なものに限る) ① 増資及び資金の借入れその他の資金調達(共済事業を行う組合については、共済掛金		
() 増貞及び貞霊の信人れての他の貞霊嗣建(共済事業を1) 7組占にづいては、共済街霊として受け入れたものを除く)		
② 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資		
③ 他の法人との業務上の提携		
④ 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株		
式又は持分の取得 ⑤ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成		
<u> </u>		
→直前三事業年度+当事業年度		
(5) 対処すべき重要な課題		
(6) その他組合の現況に関する重要な事項		
		<u> </u>

####################################		田士	チェック欄
「組合の運営組織の状況に関する次に掲げる事項と記載しているか。 (1) 前事本年度における絵会の開催状況に関する次に掲げる事項 ②出版と、組合員の数 ③ 重要な事項の競決状況 ②担合員の出致及びその増減 ②担合員の出致及びその増減 ②投口に関する次に掲げる事項 ① 担合員の数及びその増減 ② 担合員の出致起したの増減 ③ 投具に関する次に掲げる事項 ① 投資の氏名 ② 投資の当該機合における職制上の労位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ⑤ 監事がその解任又は対任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 ② た 監事を辞任した名が、辞任後長初に指集される総(代)金に出席し辞任した旨及びその理由を必べた場合のその理由 ④ 職員の数及びその理測をの他の職員の状況 第 1 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があった場合には、通該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と財際な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 ⑥ 能談の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、どたる事務所及が組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 ① 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業経合中級計画を事実合せ) ① 法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業経合中級計画を事実的等入の表別を表別の対象とないの言な金の観、認定機合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の予法人等及び関連法人等の概況 ⑥ その他性自合選を表別の対象として、次に掲げる事項(経済の表別の事態を表別に対して当該総額に係る理申及び監事の区分ごとの内別(役員報酬等の状況) ● 本報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書では、事業報告に関する重要を表別の変異なま類はままないままないままないままないままないままないままないままないままないままな	チェック項目	関連 法令	確認済み「〇」 該当なし「-」
「組合の運営組織の状況に関する次に掲げる事項と記載しているか。 (1) 前事本年度における絵会の開催状況に関する次に掲げる事項 ②出版と、組合員の数 ③ 重要な事項の競決状況 ②担合員の出致及びその増減 ②担合員の出致及びその増減 ②投口に関する次に掲げる事項 ① 担合員の数及びその増減 ② 担合員の出致起したの増減 ③ 投具に関する次に掲げる事項 ① 投資の氏名 ② 投資の当該機合における職制上の労位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な来職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の投資の重要な事業の状況 ⑤ 監事がその解任又は対任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 ② た 監事を辞任した名が、辞任後長初に指集される総(代)金に出席し辞任した旨及びその理由を必べた場合のその理由 ④ 職員の数及びその理測をの他の職員の状況 第 1 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があった場合には、通該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と財際な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 ⑥ 能談の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、どたる事務所及が組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 ① 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業経合中級計画を事実合せ) ① 法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業経合中級計画を事実的等入の表別を表別の対象とないの言な金の観、認定機合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の予法人等及び関連法人等の概況 ⑥ その他性自合選を表別の対象として、次に掲げる事項(経済の表別の事態を表別に対して当該総額に係る理申及び監事の区分ごとの内別(役員報酬等の状況) ● 本報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書事業報告書の附属明細書では、事業報告に関する重要を表別の変異なま類はままないままないままないままないままないままないままないままないままないままな	3 組合の運営組織の状況に関する事項	規則125	
① 開催日時 ② 出版した租台員の数 ③ 重要な事項の議決状況 ② 組合員に関する次に掲げる事項 ① 組合員の数及びその増減 ② 組合員の出資の数及びその増減 ② 組合員の出資の数及びその増減 ② 組合員の出資の数及びその増減 ② 組合員の出資の数数であり増減 ② 組合員の出資の数数であり増減 ② 投資の当該事業年度の東日までに退任した者を含む。以下同じ。) ① 投資の当該報合における職難上の地位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当該報合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該報合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る「当該報合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る「当該報合の役員の重要な業職の状況 ⑤ 監事がら解任のは常任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 。			
② 出席した組合員の数			
③ 重要な事項の議決状況 ① 組合員の数及びその増減 ② 組合員の出資の政及びその増減 ② 組合員の出資の表は「他間がの通常総会の日の翌日以降に在任していた者であっ て、182 事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。) ① 役員の当該総合における職種上の地位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な連職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な連職の状況 ④ 当該事業年度に経任した侵員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に保任した者を含む。以下同じ。) a. 当該投資の氏名 b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 こ、監事を発任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及いその理由を述べた場合のその理由 (4)職員の数及びその理由を述べた場合のその理由 (4)職員の数及びその理由を述べた場合の状況 ② 当該組合の内部域で何他の職員の状況 (5)業務の運営の組織に関する次に掲げる事項(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6)施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7)子法人等及び関連法人等の医分ごとの重要な大法人等及が関連法人等のの最大と愛の規定 ● 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、			
(2) 組合員の製立やでや増減 ② 組合員の製工やの増減 ② 組合員の製工やの増減 ② 組合員の製工やでの増減 ② 組合員の製工やでの増減 ② 銀色目のする次に場ける事項(歯前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。) ② 役員の当該組合における職制上の地位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況 ④ 当該事業年度に経る当該組合の役員の重要な兼職の状況 ④ 当該事業年度に経過した経力があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況 ■ 当該役員の氏名 □ 版本がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 □ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及びその増減その他の職員の状況 ③ 業務の重整の結線に関する次に場ける事項 ① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の未日後に変更があった場合には、課務変更重なを販売せたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものが概要 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 ② 大多及び関連法人等のなが元に関する次に掲げる事項・事業をの映画に関す事業をあり、 ② 近に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する職決権の比率及び主要な事業内容その他の手法人等及び関連法人等のの保分に関する事項として、次に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する職機の収率 ② で、日本のの資本金の額、当該組合の保有する職法外権の比率及び主要な事業内容をの他の子法人等及び関連法人等のの限分で、全要でないものを除く) ② 役員を制御等の状況の、日本の登事を登し、教子を以内に、総、代)会で定められた報酬等の限度関値を記載する。 ② で、世報音のの関節を開始書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているが、企業要でないものを除く、教行を以ては業務を執行する社員その他に入れて知るものをを表示しているが、企業要でないものを除る、対理制を対しているの、当該事業を検に係る役員の実施の明細・ことのと、企業を表の対理の関連をとして、次に掲げる事項(役員の兼職の明細)① 役員をの間の取引の時報として次に掲げる事項(租合と役員との利益が相反する取引の明細)① 役員のの関の取引の呼級として次に掲げる事項(租合と役員との利益が相反する取引の明細)① 役員をの間の取引の呼級として次に掲げる事項(租合と役員との利益が相反するものについての当該取引の取引で当該報酬の対理として次に掲げる事項(租合と役員との利益が相反するものについての当該取引の明細)① 役員との間の取引の内容及び当時取引額。②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期、末残高、当期末表演函の対理が対理を			
① 組合員の数及びその増減 ② 組合員の出資の数及びその増減 ③ 殺員に関する次に掲げる事項(歯前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。) ① 役員の出名 ② 役員の当該組合における職制上の地位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な業職の状況 ④ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な事業の状況 ④ 当該事業年度に係る事業者他の内容としたものを除く。) a. 当該役員の氏名 b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 ② いを事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由の状況 ⑤ 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 ① 当該組合の内部組織の構成を示す相線図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。)② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なも② のの概要 ⑥ 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主た事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 ② ① に指げるもの資金金の額、当該組合の原有する機大のに関する次に掲げる事項(本事の検別に関する大に掲げる事項(本事をの検別に関する上のの資本金の額、当該組合の原有する機大権の比率及び主要な事業内容をの他の予注人等及び関連法人等の吸況 ② ① に指げるものを素を引いているか、重要でよいものを除く) ① 主人等及の関連書に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内部(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する ② ② の世間の取引を翻書には、事業報告に関する事項(役員の業職の対況の明細書)は、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する ② ② の機合の対域の対理の明細書として次に掲げる事項(経合と役員との利益が相反する取引の明細)① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(経合と役員との利益が相反する取引の明和》)① 役員との間の取引の明確として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明和》)① 役員との間の取引の明確として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反するものにするものを含む。)及び第三者との間の取引に当り発生となたに対してあるものにするものを含む。)及び第三者との間の取引に当りの対域が相反するものにするものを含む。)及び第三者との間の取引の明確)① 役員の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の			
② 総合員の出資口数及びその増減 (3) 役員に関する次に制ける事項(直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事事金申度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。) (2) 役員の任名 (3) 役員の任名 (3) 役員の任名 (4) 役員の任名 (5) 公員の日本等年度に帰任した役員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に保合当該組合の役員の重要な業職の状況 (5) 当該事業年度に保合当該組合の役員の重要な素職の状況 (6) 当該事業年度に保合当該組合の役員の重要な表職の状況 (7) 企の事態の任息に対しるの経過のでは、企業のでは、企			
(3) 役員に関する次に掲げる事項(直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。) (1) 役員の氏名 (2) 役員の当該組合における觀制上の地位及び担当 (3) 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な来職の状況 (4) 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な来職の状況 (5) 当該事業年度に解在した役員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年に係る当該組合の役員を昨休。) (5) 点。当該役員の氏名 (6) 胚素の内容 (7) 医素が存した者が、辞任後最初に招集される総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 (7) 医素を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由 (4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 (6) 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの協図 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 (7) 主法も事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(生業基金の状況に関する実に掲げる事項を分析の根拠 (8) その他の資金をのの資金金の額額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の展別 (3) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 (4) 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているから、(1) との他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 (4) 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているの組織の規制組書には、非報行るものを表示しているが第125条第3号への重要な兼職に誘連する役員についての当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内部の役員をが知るといより等のとの特別を観音が表別の明報として、次に掲げる事項(役員の兼職の明細) (1) 使員をの間の取引の規律として実に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明報として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明報として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明報として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明報として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明報)(1) 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。) 及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反する取引の解別。(1) 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含し、) 及び第三者との間の取引で可能として実に掲げる事項(組合と役員との間の取引を記録組合と役員との間の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期、末続高、当別未携高及び割り開始額			
① 役員の出鉄組合における職制上の地位及び担当 ② 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な兼職の状況 ④ 当該事業年度に孫名当該組合の役員の重要な兼職の状況 ④ 当該事業年度に孫名当該組合の役員の重要な兼職の状況 ⑤ 当該事業年度に孫名当該組合の役員の重要な兼職の状況 「			
② 役員の当該組合における職制上の地位及び担当 ③ 当該事業年度に係る当業組合の役員の重要な兼職の状況 ④ 当該事業年度に持任した役員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に存金事業組合の内容としたものを除く。) a. 当該役員の氏名 b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由 ④ 職員の数及びその増減その他の職員の状況 ⑤ 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 ① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合を内外部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合をのの問題 ⑥ (新 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 (
③ 当該事業年度に係る当該組合の役員の重要な素職の状況 ④ 当該事業年度に評任した役員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。) a. 当該役員の氏名 b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及びその理由を述べた場合のその理由が決況 (3) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 ① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び近内に表し、等なの関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等のの目達人等の区分でとの重要な子法人等及び関連法人等の区分にとの重要な子法人等及び関連法人等のの関係の探視に関するものの資本金の銘、当該組合の保存する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の保保。 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く)()当該事業年度に係る役員の報酬等の状況に関する事項を制定して、次に掲げるものを表示しているが、(重要でないものを除く)()当該事業年度に係る役員の報酬等の終額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内派(役員報酬等の状況) ・ 治療制には、後(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細)① 役員との問の取引の収入等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに質するものを表示していての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員の間の取引の収入を必要が第一段の表別と地位 ② ① の役員の悪職している他の法人等の名称及び地位 ③ 役員との間の取引の即組として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の取得) 日で当該組合と役員との利益が相反するものについての前期 計で当該組合と役員との利益が相反するものについての前期 引 の主要な取引の内容及び当期取引額			
(④ 当該事業年度に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)			
年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)			
a 当該役員の氏名 b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及 びその理由を述べた場合のその理由 (4) 職員の数及びその増画を述べた場合のその理由 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 ① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と要事でな協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 ① 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業場合の集別連集人等の商号又は名称、② ①に掲げるもの資本金の額、当該総合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な予法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げる自の資本金の額、当該総合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか、企業をでないものを除く)(1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内別(役員報酬等の状況)・指数機には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他に批に類するものを表おることが第125条第3号への需要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の財況の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知)① 乗職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明報として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知) 1 使員との間の取引の明報として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知) 1 で当該組合と役員との利益が相反するものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反する取引の明知。 1 で当該組合と役員との利益が相反する取引の明知 引用の取引の関係を必要は関本の記載を記述の取引の知知の取引の対象を認述の取引の対象を認述の取引の関係を必要は関格でいる記述の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の取引の			
b. 監事がその解任又は辞任についての総(代)会において意見があった場合のその意見の内容 c. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及 びその理由を述べた場合のその理由 (4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 ① 当該組合の内部総の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、优たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(単ま書合の状況に関する事務の区が記して重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等の及び置組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明報として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 投員との間の取引の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する即の取引の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知) ② ② ① の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残額、20 当期報別額	the three transfers are the transfers to		
意見の内容 C. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総(代)会に出席し辞任した旨及 びその理由を述べた場合のその理由 (4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 ① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合に は、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要な ものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称 及び所在地 ② ① に持げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容 その他の子法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、 ② ① に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容 その他の子法人等及び関連法人等の極況 (8) その他組合の連営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示して いるか。 (重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの 内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他 これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての 当該素職の状況の明組として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ① ① 役員の兼職として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ① ① の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 ② ① ① の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 ③ ② ② ① ので員の財職として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 行員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明明 細) ① 行員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明明 細) ① 行員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明明 細) ① 行員との間の取引の明知として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明明 細) ① 行員との間の取引の明知として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明明 細) ② ② ① の表述目を対して表述目が言なのの意義情格及び金銭債務についての前期 未残高、当期末残高、数別未残高、数別未残高、数別未残高、数別未残高、数別未残高、数別表別報			
びその理由を述べた場合のその理由 (4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 (1) 当該組合の内部組織の構成を示す組織図 (事業年度の末日後に変更があつた場合に は、当該変更事項を反映させたもの。) (2) 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 (1) 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法、等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(非未達の状況に関する事業との表す。) (2) に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の展況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。 (重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) (1) 兼職している役員の氏名 (2) ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細)(1) 推職している役員の所名 (2) ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) (1) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の取引の取引の明の取引の明知を対象を対象の対象を対象の対象の対象を対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象を対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	意見の内容		
(4) 職員の数及びその増減その他の職員の状況 (5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項 (1) 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業金の状況に関するを含む) ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内部(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の際度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに関するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ② ② の関の取引の目の関細ととない掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知日の取引の明細)② ② の取引により発生した主要な取引内のごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期取引額 ③ ② の取引により発生した主要な取引内のごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
(5) 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項			
① 当該組合の内部組織の構成を示す組織図(事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及が関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する(2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号小の重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 後員との間の取引の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 役員との間の取引の明知として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引の明知 別の発及び当期取引額 ② ②の取引により発生した主要な取引的容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
は、当該変更事項を反映させたもの。) ② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業連合の状況に関する事項を含む) ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の解酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内家(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載するの内家(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する(2) 役員が個の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを表れることが第125条第3号への重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 教員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
② 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要 (6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業場合が規定関する事項を含む) ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内別、(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号への重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 投員の間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期未残高及び当期増減額			
(6) 施設の設置状況に関する次に掲げる事項 ① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(年業連合が状況に関する事項を会む) ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内別(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細)① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細制) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
① 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地 ② では場けるい間連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② では掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容をの他の子法人等及び関連法人等の概況 ② では掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容をの他の子法人等及び関連法人等の概況 ③ での他組合の連営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内部(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 ③ 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明明 割別の主要な取引の内容及び当期取引額 ② ② の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
及び所在地 (7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業連合の状況に関する事項を含む) ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、 ② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容 その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知りの明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明知りで当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ② ② の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
(7) 子法人等及び関連法人等の状況に関する次に掲げる事項(事業連合の状況に関する事項を含む) ① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況)一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明別) ② ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ② ② ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ② ② の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
① 法人等及び関連法人等の区分ごとの重要な子法人等及び関連法人等の商号又は名称、② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容 その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引の明知の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ②の取引により発生した主要な取引内容でとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
② ①に掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容 その他の子法人等及び関連法人等の概況 (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ① ① 役員の無職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳② ② ① の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ② の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
その他の子法人等及び関連法人等の概況			
(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項 4 事業報告書の附属明細書 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示して いるか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの 内訳(役員報酬等の状況) →摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他 これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての 当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明 細) ② ①のと異な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期 末残高、当期末残高及び当期増減額			
事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるものを表示しているか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) 一摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ② ① の役員の前の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引の明知の可引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ① の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ② の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期未残高及び当期増減額			
いるか。(重要でないものを除く) (1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) →摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額	4 事業報告書の附属明細書	規則129	
(1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳(役員報酬等の状況) →摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高及び当期増減額			
内訳(役員報酬等の状況) →摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2)役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3)役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高及び当期増減額			
→摘要欄には、総(代)会で定められた報酬等の限度額を記載する (2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
(2) 役員が他の法人等の理事、監事、取締役、監査役、執行役又は業務を執行する社員その他 これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての 当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ② ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取 引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ① の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期 末残高、当期末残高及び当期増減額		株式例	
これに類するものを兼ねることが第125条第3号ハの重要な兼職に該当する役員についての当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細) ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額		14 107	
 ① 兼職している役員の氏名 ② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額 			
② ①の役員の兼職している他の法人等の名称及び地位 (3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の取引を含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額	当該兼職の状況の明細として次に掲げる事項(役員の兼職の明細)		
(3) 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項(組合と役員との利益が相反する取引の明細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳② ①の主要な取引の内容及び当期取引額③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額			
細) ① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取 引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期 末残高、当期末残高及び当期増減額			
① 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取 引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期 末残高、当期末残高及び当期増減額			
引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳 ② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期 末残高、当期末残高及び当期増減額			
② ①の主要な取引の内容及び当期取引額 ③ ②の取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期 末残高、当期末残高及び当期増減額			
末残高、当期末残高及び当期増減額	② ①の主要な取引の内容及び当期取引額		
(4) その他事業報告書の内容を補足する重要な事項			
	(4) その他事業報告書の内容を補足する重要な事項		